

被保険者各位

東和薬品健康保険組合
理事長 井上 憲一
(公印省略)

令和 8 年度健康保険料・介護保険料の保険料率について

日頃は東和薬品健康保険組合の業務にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

令和 8 年 2 月 20 日に開催されました「東和薬品健康保険組合 組合会」にて、令和 8 年度の保険料及び負担割合が決定しましたので、お知らせいたします。

健康保険料率 102.0/1,000 (変更なし)

介護保険料率 19.0/1,000 (変更なし)

子ども・子育て支援率 2.3/1,000 (新設)

事業所分は、令和 8 年 3 月分保険料（令和 8 年 4 月 30 日納付期限）から、任意継続被保険者は、令和 8 年 4 月分保険料（令和 8 年 4 月 10 日納付期限）から適用されます。

※ 子ども・子育て支援金事業所分は、令和 8 年 4 月分保険料（令和 8 年 5 月 29 日納付期限）から適用されます。

※ 任意継続被保険者で、前納納付の場合は、令和 8 年 3 月 31 日納付期限となります。

変 更 前				
	健康保険料率（基本保険料率+特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	55.5/1000	36.52/1000	18.980/1000	9.50/1000
被保険者	46.5/1000	30.598/1000	15.902/1000	9.50/1000
合計	102.0/1000	67.118/1000	34.882/1000	19.00/1000



変 更 後					
		基本保険料率	特定保険料率	介護保険料率	子ども・子育て支援率
事業主	55.5/1000	35.395/1000	20.105/1000	9.50/1000	1.15/1000
被保険者	46.5/1000	29.656/1000	16.844/1000	9.50/1000	1.15/1000
合計	102.0/1000	65.051/1000	36.949/1000	19.00/1000	2.30/1000

※基本保険料率に調整保険料が含まれております。

※健康保険料の内訳の基本保険料率と特定保険料率に変更になりました。

※特定保険料率は、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金など、高齢者の医療等を支えるために健康保険組合が支払う費用にあてる保険料のことで、基本保険料は、医療の給付、保健事業などにあてる保険料となります。

東和薬品健康保険組合 06-6151-5415